長崎県本庁舎広告募集要項

長崎県では、県有財産の新たな有効活用を図るため、長崎県本庁舎のエレベーターホールやエレベーター内等に広告掲出枠(フレーム)を設置し、民間企業等のポスター広告の掲出場所として貸付を行います。この広告掲出場所を活用していただく広告主を募集します。

1. 募集する広告掲出枠の場所、規格等

場所	規格・種類	枠数	1枠当たりの月額料金
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (西側)	B 2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (中央)	B 2 判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	12,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (東側)	B 2 判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 2階売店前(食堂側)	B 2 判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 2階売店前(売店側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 8階展望室入口(展望室側)	B 2 判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	3,000円 (消費税及び地方消費税
長崎県庁行政棟 8階展望室入口 (エレベーター側)	B 2 判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1 枠	相当額を除く)
長崎県庁行政棟 中央エレベーター1号機 内壁 (手前)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	8,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)
長崎県庁行政棟 中央エレベーター1号機 内壁 (奥)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター2号機 内壁 (手前)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター2号機 内壁 (奥)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター3号機 内壁 (手前)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター3号機 内壁 (奥)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター4号機 内壁 (手前)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター4号機 内壁 (奥)	A 2 判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1 枠	
	計	15枠	

- (1) エレベーターの稼働時間は、点検時を除き以下のとおりです。
 - ・中央エレベーター1・2号機(1階~7階)

職員:24時間利用可

来庁者:平日18時~8時30分の間及び休日は利用不可

・中央エレベーター3号機(1階~8階)

職員:平日21時~7時の間及び休日は利用不可

来庁者:平日18時~8時30分の間及び休日は利用不可

・中央エレベーター4号機(1階~8階)

職員:平日18時~8時30分の間及び休日は利用不可

来庁者:平日21時~7時の間及び休日21時~9時の間は利用不可

- (2) 広告掲出位置図、掲出イメージは以下の資料をご確認ください。
 - 広告掲出位置図(行政棟1階、行政棟2階及び行政棟8階)
 - ・ 広告掲出イメージ(写真)
- 2. 広告掲出期間

令和7年4月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで(最大6ヶ月)

3. 申込方法

持参又は郵送にて、以下の書類を9の部局まで提出してください。

- (1) 長崎県本庁舎広告掲出申込書(様式第1号(ポスター用))
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 広告原案 (ポスター)
- (4) 会社概要(業務内容)等の資料
- 4. 申込期間

令和7年1月20日(月)から令和7年2月19日(水)まで ※持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとします。 ※郵送の場合は、令和7年2月19日(水)17時必着とします。

- 5. 申し込みに際しての留意事項
- (1) 申し込みは、1ヶ月単位とします。
- (2) 広告ポスター作成費用は、広告主の負担となります。
- (3) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、9の部局が行います。
- (4) 広告掲出期間中に広告内容を変更する場合は、変更の2週間前までに9の部局への協議が必要となります。
- 6. 関係規程

業種、広告内容等について基準等を設けています。申し込みにあたっては、以下の規程をご確認ください。

- 長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱
- 長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領
- 長崎県県有施設広告掲出取扱基準

7. 選定方法

申し込みのあった広告について、9の部局において6の関係規程に適合するか審査します。また、同一の掲出場所に枠数以上の申込みがあった場合は、次の選定順位により選定します。同順位の場合は、抽選により選定します。抽選により当選した枠から空き枠への変更は、抽選会終了までは可能ですが、終了後は受け付けません。

- (1) 希望月数の多いもの。
- (2) 県内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有するもの。
- ※同順位の場合の抽選会は令和7年2月28日(金)10時から長崎県庁行政棟3階308会議室で実施いたします。
- 8. 広告掲出決定後の手続き
- (1) 掲出決定の通知

広告掲出の可否及び掲出場所については、9の部局から申込者に対して通知します。

(2) 契約締結

上記(1)の通知の際、契約書を同封しますので、押印のうえ指定された日までに 提出してください。

(3) 広告原稿 (ポスター) の提出

指定された日までに、広告原稿(ポスター)を提出してください。

(4) 広告掲出場所貸付料の納付

9の部局から納入通知書を送付しますので、指定の日までに金融機関窓口にて納入してください。

9. 担当部局(申込書提出先)

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県 総務部 管財課 管理班

(電話) 095-895-2181

(FAX) 095-895-2553

(メール) s01050@pref.nagasaki.lg.jp